

The Gunma Guide Spring 2025

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター
(各言語でワンストップセンターの名称を書く)

群馬県前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階 TEL 027-289-8275 FAX 027-289-8276

Gunma-ken Maebashi-shi Ote-machi 1-1-1 Showa Chosha 1F

<https://sites.google.com/view/gunma-onestop/> (各言語)

e-mail: gtia-intlgrp@gtia.jp



「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」をご利用ください

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターでは、在住外国人のために次の相談を行っております。

◆ 生活に関連する相談

日 時 月曜日～ 金曜日 9:00 ～ 17:00

◆ 法テラス（弁護士相談）（要予約）

日 時 毎月第 2 & 4 火曜日 10:00 ～ 12:00

◆ 入管に関する相談（東京出入国管理局審査管理部門職員へ相談できます）

日 時 毎月第 4 火曜日 9:00～12:00

場 所 群馬県前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階

電 話 027-289-8275



Facebook 日本語



オンライン相談

言語	曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
英語、ポルトガル語、ベトナム語		○	○	○	○	○
中国語、スペイン語		○	○		○	○
ネパール語				○		

SOS

外国人のための法律相談

(無料・秘密厳守・通訳)

前橋市

日時: 4月20日(日) 午前10時～午後3時(受付2時半まで)

日時: 5月18日(日) 午前10時～午後3時(受付2時半まで)

◆場所: 群馬会館 3 階 〒371-0026 群馬県前橋市大手町 2-1-1

日時: 6月15日(日) 午前10時～午後3時(受付2時半まで)

◆場所: ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター 〒371-0026 前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階

◆相談員: 弁護士・行政書士・社労士

◆通 訳: 英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語

◆予 約・問い合わせ先: ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター

◆TEL: 027-289-8275 ※相談は予約優先です。 090-1215-6113 (4/20と5/18のみ)



目 次

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター、外国人のための法律相談 SOS（前橋市）	P1
自動車税を納めましょう、日本で生活する外国人のための「生活オリエンテーション動画」	P2
交通事故が発生した場合の対応、訪日外国人のための救急車利用ガイド	P3
県・市町村 外国人相談窓口	P4

自動車税を納めましょう

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者または使用者※に対して課税される税金です。

自動車税(種別割)【県税】(総排気量 660cc 超の自動車など)と軽自動車税(種別割)【市町村税】(総排気量 660cc 以下の軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の 二種類があります。

※ローン払いなどで、売り主が所有権を留保している場合は、その使用者です。

自動車税・軽自動車税の納付方法や金額は、納付通知書に記載されている方法・場所にて支払いを行ってください。

4月または5月頃に納税通知書が4月1日現在で運輸支局に登録されている住所・氏名(車検証に書いてある住所・氏名)宛に郵送されます。

納期限は5月31日(納期限が土・日曜日の場合は翌月曜日)です。忘れずに納税しましょう！

経済的な理由などで納期限内の納税が困難な方は相談もできますので、お問い合わせください。

税金に関する問合せ先：〈自動車税(種別割)〉 群馬県自動車税事務所、各行政県税事務所
〈軽自動車税(種別割)〉 各市町村役場

名義変更・住所変更・抹消の登録はお早めに

自動車を購入したときのほか、売ったり、下取りに出したり、廃車したときや住所・氏名を変更したときなどは、必ず運輸支局で登録手続きをしてください。これらの手続きを3月末までに完了していない場合は、新しい住所に納税通知書が届かないということや手放した自動車の納税通知書が届いてしまうことがありますのでご注意ください。



登録手続き等に関する問い合わせ先：

〈総排気量 660cc 超の自動車等〉関東運輸局 群馬運輸支 (日本語のみ)



〈総排気量 660cc 以下の軽自動車等〉軽自動車検査協会群馬事務所 (日本語のみ)



日本で生活する外国人のための「生活オリエンテーション動画」

日本に住んでいる外国人が、円滑に生活ができるように日本の生活ルールを紹介する「生活オリエンテーション動画」が作成されました。

この動画では、生活のルールや仕事、税金など、日本での生活に必要な基本的な情報を17言語で紹介しています。

例えば、日本入国前又は、入国後の日本での生活ルールを知るため、市役所の窓口で各種制度やルールについて、技能実習生の入国前と入国後の講習や特定技能外国人の方への生活オリエンテーションを行う際の資料の一つとして使用できます。又、外国人従業員を受け入れている会社や留学生を受け入れている教育機関で、日本での生活に必要な手続きを説明するために使用することもできます。

動画は、それぞれの言語のリンクから視聴できます (YouTube ヘルプされます)。

※スマートフォンでご覧になる方は、右上の MENU ボタンの「Multi language」ボタンから表示言語 (ブルーで囲ってある) の変更を行ってそれぞれの言語でご視聴いただけます。

・動画 (17言語) のリンクはこちらから

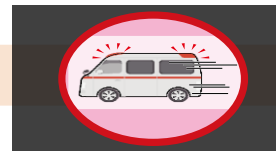
https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html



交通事故が発生した場合の対応

- ・直ちに車両の運転をやめてください。
- ・他の交通の妨げにならないように、車両を路肩や空き地などの安全な場所に移動させます。

救急・警察への通報



- ・負傷者がいる場合は、救急車（電話番号：119番）を呼びます。
- ・救急車が来るまでは、負傷者を不必要に動かさず、オペレーターの指示に従い、止血などできる範囲の救護措置をしてください。
- ・負傷者がいるかいないかにかかわらず、警察（電話番号：110番）に通報する必要があります。
- ・警察官が来るまで、事故現場から立ち去ってはいけません。
- ・警察官が到着したら、事故の状況を報告し、現場の確認をもらいます。



医師の診断

- ・事故発生時には、けがをしていない、軽傷などと思っていなくても、後に重いけがであったことがわかる場合があります。
- ・速やかに医師の診断を受けておいたほうがいいでしょう。

交通事故証明書の申請

- ・交通事故後に様々な支援を受けるための手続きに「交通事故証明書」が必要になることがあります。
- ・「交通事故証明書」は、自動車安全運転センターに申請して取得することができます。申請の手続きは、事故の届出した警察署に問い合わせてください。
- ・なお、警察に届出をしていない事故の「交通事故証明書」は申請することができません。交通事故が発生したら必ず警察に通報してください。



「外国人の方々へ向けた各種啓発資料」の QR コードはこちらから→

出典：群馬県警察「日本の交通ルール」

訪日外国人のための救急車利用ガイド

日本での救急車を呼ぶ際の方法および注意すべき点を説明した資料が、パンフレット型・フライヤー型の2種類が作成されています。緊急時の様々な場面で役立ちます。救急車が必要な時は“119”に電話して下さい。

<対応言語>

英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、イタリア語、フランス語、タイ語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ビルマ語、クメール語、モンゴル語。

<https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post1.html>

出典：総務省消防庁



救急お役立ちポータルサイト
QRコード

県・市町村 外国人相談窓口

2025 年 4 月

県・市町村	対応言語 & 相談日時
ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター (前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階) TEL 027-289-8275	英語、ポルトガル語、ベトナム語 月～金 9:00～17:00 スペイン語、中国語 月、火、木、金 9:00～17:00 ネパール語 水 9:00～17:00
前橋市 (前橋市大手町 2-12-1 前橋市役所 2 階 39 番) TEL 027-898-5965 (内線 2965 窓口の時間のみ) (外国人相談カウンター)	英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語 月 13:00 ～ 17:00、木 9:00 ～ 13:00 ※英語については月～金 9:00-17:00 前橋市役所 3 階文化国際課 (027-898-6516) で随時受け付けています。
高崎市 (高崎市高松町 35-1 高崎市役所 2 階) TEL 027-321-3100 (高崎市外国人相談支援センター)	英語 月～金 8:30 ～17:00 ポルトガル語、中国語 月、木 8:30 ～17:00 スペイン語 火 8:30～17:00 タガログ語 水 8:30～17:00 ベトナム語 金 8:30～17:00 ネパール語 金 8:30～12:30 ※ビデオ通訳 17 言語 利用可能
桐生市 (桐生市織姫町 1-1 桐生市役所 2 階) TEL 0277-46-1111 (内線 1407) (桐生国際交流協会)	英語 月曜日～木曜日 8:30～16:30 ベトナム語 水、木曜日 10:00～16:00
伊勢崎市 (伊勢崎市今泉町 2 丁目 4 1 0 伊勢崎市役所本館 1 階) (多文化共生課) TEL 0270-24-5111	スペイン語、ポルトガル語 月、水、木、金 8:30～12:00 13:00～17:00 火 13:00～17:00 ベトナム語 月、火 8:30～12:00 13:00～17:00 英語 月、火、木 8:30～12:00 水、金 8:30～12:00 13:00～17:00 タガログ語 月、火、水、木 8:30～12:00
太田市 (太田市浜町 2-3 5 太田市役所 1 階) TEL 0276-47-1111 (外国人市民相談窓口ワンストップ センター) 	英語 月 9:00～11:30 木 13:00～16:00 ポルトガル語 月、金 9:00～11:30、火、木 13:00～16:00 スペイン語、中国語 月 13:00～16:00 火、木 9:00～11:30 ベトナム語 火 13:00～16:00 金 9:00～11:30 ※タブレット使用オンライン通訳 17 言語
館林市 (館林市城町 1-1 館林市役所 1 階) TEL 0276-47-5120 市民協働課	英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語 第 2・4 火曜日 12:00～15:00 ※祝日の場合は前週に行きます。
渋川市 (渋川市石原 80 番地 渋川市役所 2 階) TEL 0279-22-2463 渋川市国際交流協会	英語、イタリア語、ルーマニア語 木 13:00～15:00
安中市 (安中市安中 1-23-13 市役所 1 階) TEL 027-382-1111 (内線 1139 市民課、市民生活係)	英語、中国語 月～金 9:00～17:00
沼田市 (沼田市中下町 8 8 8 市役所 4 階) TEL 0278-23-2111 (内線 4035) 企画政策課	英語 月～金 8:30～17:15
大泉町 (大泉町日の出 5 5-1 大泉町役場 2 階) TEL 0276-63-3111 (内線 261, 262)	ポルトガル語 月～金 8:30～17:15 英語 月、水、木、金 8:30～17:15
大泉町多文化共生コミュニティーセンター (大泉町大字吉田 2011-1 大泉町公民館南別館) TEL 0276-62-6066	ポルトガル語 月～金 10:00～18:30 (相談は 18:00 までに来訪) ※タブレット使用オンライン通訳 英・多言語